

神奈川県衛生研究所実験動物管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県衛生研究所（以下「研究所」という。）で行われる動物実験が、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月。以下「基本指針」という。）、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号。以下「処分指針」という。）、神奈川県衛生研究所動物実験実施規程、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理部会規程（本規程を含めてこれらを総称して以下「規程等」という。）に基づいて実施されるように、実験動物及び動物実験施設を適切に管理運営することを目的とする。

(職員等の責務)

第2条 職員等は、法、飼養保管基準、基本指針、処分指針、規程等及び各別に定めるマニュアルを遵守するとともに所長又は動物実験部会の部会長（以下「部会長」という。）から動物実験及び動物実験施設の管理運営に関して指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

第2章 管理体制

(動物実験部会の業務)

第3条 動物実験部会は、実験動物及び動物実験施設を適正に管理運営するために、次の各号に掲げる事項について調査審議し、所長に対して意見を述べることができる。

- (1) 動物実験施設の安全管理に関すること
- (2) 利用者登録及び使用承認の審査に関すること
- (3) 動物実験の安全管理に関すること
- (4) 教育訓練に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、動物実験の環境安全及び適正管理に関すること

(部会長の業務)

第4条 部会長は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程等の遵守状況について確認すること。
- (2) 実験動物及び動物実験施設の管理運営に関する教育訓練及び指導に関すること。
- (3) その他実験動物及び動物実験施設の管理運営に関すること。

第3章 動物実験施設の管理運営

(実験動物の管理)

第5条 研究所において使用される実験動物等は、動物実験施設において飼育管理されなければならない。

(立ち入りの制限)

第6条 次に掲げる者以外は、動物実験施設に立ち入ることができない。

- (1) 第7条により登録した者
- (2) 動物実験施設の維持管理に常時携わる者
- (3) 所長が特に認めた者

(動物実験施設の利用手続き)

第7条 動物実験施設を利用しようとする者は、部会長に利用者登録を申請し、動物実験施設利用登録者とならなければならない。

(教育訓練)

第8条 所長は利用者に対し、動物実験による環境汚染等を未然に防止するため、実験動物及び動物実験施設の安全管理に関する教育訓練を行う。

- 2 部会長は毎年度初めに動物実験施設の利用に関する説明会を行う。
- 3 所長は、事故時の処置及び対応等が適切に行われるよう定期的に訓練を行う。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第9条 職員等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努める。

(実験動物等の導入・使用)

第10条 利用者及び飼育担当者は、実験動物等の導入にあたり、輸送による影響がないか、搬入動物が発注条件のとおりであるか、異常動物がないかを確認する。

- 2 飼育担当者及び利用者は、導入された実験動物等を一定の検収期間観察し、健康状態の良好な動物を実験に用いる。

(実験動物の管理)

第11条 施設管理担当者は、実験成績の精度を考慮し、できるだけ一定かつ良好な状態となるようにその飼育環境を維持する。飼育担当者は、微生物汚染、臭気の発生等のないよう常に飼育環境を清潔に保つとともに、騒音など動物にとって好ましくない環境の防止に努める。

- 2 飼育担当者は、動物の生理、生殖、習性等を理解したうえで、神奈川県衛生研究所

実験動物飼育管理標準作業書に従い、管理に当たる。

(防疫保安措置)

第 12 条 飼育担当者は、動物による人への危害を防止するよう努めなければならない。

2 利用者は、実験に不適とされた動物について、動物実験適正管理者と協議し、検疫中又は実験中であるか否かにかかわらず、安楽死処分、滅菌、消毒等の各必要な防疫保安措置をとり、部会長に報告する。

(脱出・逃亡の防止)

第 13 条 利用者及び飼育担当者は、実験動物の脱出・逃亡事故が発生しないよう防止策を講じなければならない。

(搬出の禁止)

第 14 条 動物実験施設において飼育管理されている実験動物等は原則として搬出してはならない。

2 動物実験施設内の動物の移動は、「実験動物施設内移動承認申請書」(様式 8) を部会長に提出し、承認を得なければならない。移動した動物は、原則として再搬入できない。

(人及び環境への危害発生防止)

第 15 条 利用者は、実験動物による危害発生を起こさないように対策を講じ、人の健康及び生活環境を損うことのないように努める。

(環境汚染の防止)

第 16 条 部会長は、実験動物及び動物実験施設の管理等の不行き届きにより環境が汚染されないように施設設備及びその保守管理等について十分配慮しなければならない。職員等は、動物実験により環境が汚染されないように十分配慮しなければならない。

(実験動物数の把握)

第 17 条 職員等は、自己の管理する実験動物数を常に把握し、必要に応じて部会長に報告しなければならない。

(実験終了等の措置)

第 18 条 利用者は、人道的エンドポイントに達し、又は実験を終了した動物については、飼養保管基準及び処分指針に従い、麻酔などの方法で速やかに安楽死させる。

(適切な廃棄)

第 19 条 利用者は、人道的エンドポイントに達し、又は実験を終了した動物の死体については、丁寧かつ清潔に扱い、ビニール袋などに入れて所定のフリーザーに保管し、資格を有する廃棄物収集・処理業者に依頼して適切に廃棄する。

(記録の保存及び報告)

第 20 条 飼育管理担当責任者は、実験動物の飼育、動物実験施設の環境管理に関する記録を整備、保存し、必要に応じて所長に報告する。

2 部会長は、利用者登録及び使用承認の審査、教育訓練、実験動物の病歴等に関する記録を整備、保存し、必要に応じて所長に報告する。

(自己管理動物以外の取扱いの禁止)

第 21 条 職員等は、緊急を要する場合を除き、自己の管理する実験動物以外の実験動物に接触してはならない。

(事故等発生時の処置)

第 22 条 職員等は、実験動物による咬傷等が発生した場合、実験動物に由来する疾病が疑われる場合、実験動物及び施設設備に異常が疑われる事態を発見した場合又は火災若しくは地震等の災害が発生した場合は、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領及びマニュアルに従って必要な処置を講じなければならない。

第 4 章 雑則

(違反行為に対する措置)

第 23 条 所長は、職員等が本規程等の遵守義務を怠り動物実験施設の管理運営に著しく支障を生ぜしめた場合は、利用資格を取り消し、又は動物実験施設の利用停止等を命ずることができる。

(本規程の運用)

第 24 条 本規程の運用は、本規程に定めるもののほか、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領、神奈川県衛生研究所動物実験実施規程及び神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理部会規程等によるものとする。

附則

1. 本規程は平成 29 年 3 月 15 日から施行する。